二　乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十五の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ　（略）

ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者

ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者

ニ・ホ　（略）

ヘ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

ト　（略）

（削る）

（自家用有償旅客運送の種別）

**第五十一条**　法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

一　交通空白地有償運送

二　福祉有償運送

（削る）

（申請書の記載事項）

**第五十一条の二**　法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　路線又は運送の区域

二・三　（略）

（法第七十九条の二第一項第五号の事項）

**第五十一条の二の二**　法第七十九条の二第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備とする。

三　特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（次項第三号において「身体障害者等」という。）であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ　（略）

（新設）

（新設）

ロ・ハ　（略）

（新設）

ニ　（略）

2　当該区域又は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該区域又は地域を管轄する市町村長が認めた場合には、次の各号に掲げる運送を行う者は、それぞれ、当該各号に定める旅客の運送を行うことができる。

一　前項第一号に掲げる運送を行う者　当該区域への来訪者又は当該区域の滞在者

二　前項第二号に掲げる運送を行う者　当該地域への来訪者又は当該地域の滞在者のうち当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者（同号の同伴者を除く。）

三　前項第三号に掲げる運送を行う者　身体障害者等のうち第五十一条の二十五の名簿に記載されていない者及びその付添人

（自家用有償旅客運送の種別）

**第五十一条**　法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

一　市町村運営有償運送

二　公共交通空白地有償運送

三　福祉有償運送

（申請書の記載事項）

**第五十一条の二**　法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　路線又は運送の区域（公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送の区域）

二・三　（略）

（新設）